

～ 個人情報保護に関する法律施行～



部落の若者が結婚に慎重になる背景には、部落差別（とりわけ結婚差別）があります。その結婚差別が引き起こされる場合、部落出身者に対する差別意識があります。そして相手が部落出身者であるかどうかの見極めの手段としてあるのが**身元調査**です。

直接聞くことは露骨な差別行為です。こっそりと調べるようになります。興信所や探偵社などに依頼されるのが一般的です。

これは、重大なプライバシーの侵害です。個人情報が本人の承諾もなしに勝手に入手され、「報告書」という商品になって売りさばかれています。

それは部落出身者の結婚にかかわるときだけでなく、私たちも皆、日常的に個人情報が盗み取られ、しかもそれを勝手に使われている実態があります。

ダイレクトメールや勧誘の電話などであれば、それは「迷惑」のレベルですむ被害です。しかし、部落出身者に対するそれは、人生を左右し、時には死にいたらしめるほど厳しい被害をもたらすものです。

部落差別をなくす運動は、このような結婚差別につながる「身元調査」に対して、1980年代前半から「**身元調査お断り運動**」を展開してきました。

この運動は部落出身者に対する結婚差別のみならず、それを支えているプライバシーの侵害という人権侵害が市民の問題であることから、市民運動として展開されました。

1980年代前半～

「身元調査お断り」運動が展開される

1985年 調査業界の「自主規制」意識の芽生えで、大阪府で「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が施行

2005年 国際的な動きとも相まって、「個人情報保護に関する法律」が施行